

特定非営利活動法人魚沼地域医療連携ネットワーク協議会
個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人魚沼地域医療連携ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）が設置する魚沼地域医療介護連携ネットワークシステム（以下、「うおぬま・米（まい）ねっと」という。）で保有する個人情報の適切な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定めることにより、協議会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) うおぬま・米（まい）ねっと：協議会が構築し、管理運営するIT技術を活用した地域医療介護連携のシステムをいう。
- (2) 利用施設：うおぬま・米（まい）ねっとに参加し、加入者情報の共有ができる施設をいう。
- (3) 加入者：うおぬま・米（まい）ねっとを利用してサービスを受けるための登録が完了している住民・患者をいう。
- (4) 事務局員：協議会の指揮命令を受けて業務に従事する者をいう。
- (5) 利用者：利用施設でうおぬま・米（まい）ねっとの端末を操作する者をいう。
- (6) 本人：個人情報から識別され、又は識別されることが出来る個人をいう。

(協議会の責務)

第3条 協議会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、あらゆる場面において個人情報の保護に努めなければならない。

(利用目的の特定)

第4条 協議会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的を特定するものとする。

(利用目的等の範囲)

第5条 協議会は、別表1のとおり個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法を定めるものとする。

(利用目的以外の利用制限)

第6条 協議会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 法令に基づくとき。
- (2) 個人の生命又は身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は住民の健康推進のために特に必要があると認められるとき。
- (4) 地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を執行することに対し協力する必要があつて、利用目的を本人に通知することにより当該事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 法人は、前項の規定により個人情報を取り扱う場合は必要な範囲に限定するものとする。

(取得の制限)

第7条 協議会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 協議会は、思想、信条および宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報は取得しないものとする。ただし、加入者、事務局員および利用者の生命又は身体の安全を守るために必要な事項についてはこの限りではない。

3 協議会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号に該当するときはこの限りではない。

- (1) 加入者又は本人の同意があつたとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命又は身体の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 所在不明又は判断能力等の理由により、本人から取得することができないとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 協議会は、個人情報の利用目的を公表して取得した以外に個人情報を取得したときは、その利用目的を本人に通知するものとする。

2 前項の規定は、次の各号に該当するときは適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (2) 地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を執行することに対し協力する必要があつて、利用目的を本人に通知することにより当該事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の適正管理)

第9条 協議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ安全な状態に保管するものとする。

2 協議会は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止および安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 協議会は、個人情報の安全管理のために、個人情報を取り扱う事務局員に対し必要かつ適正な監督を行うものとする。

4 協議会は、保存する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

(利用および提供の制限)

- 第10条 協議会は、医療介護連携ネットワーク事務の目的以外に個人情報を協議会内において利用し、又は協議会および利用施設以外の者に提供してはならない。ただし、個人情報の利用又は提供が次の各号いずれかに該当するときは、この限りではない。
- (1) 法令等の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命又は身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。
 - (4) 個人情報を、事務に必要な範囲で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認められるとき。
 - (5) 公衆衛生の向上又は住民の健康推進のために、特に必要があると認められるとき。
- 2 協議会は、前項ただし書きの規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
(オンライン結合による提供の制限)
- 第11条 協議会は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（協議会の保有する個人情報を協議会および利用施設以外の者が随時入手し得る状態にするものに限り、事項において「オンライン結合」という。）により、個人情報を利用施設以外の者へ提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を提供することができる。その内容を変更しようとするときも同様とする。
- (1) 法令等の規定に基づくとき。
 - (2) 前項に掲げるもののほか、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき。
(個人データの第三者提供)
- 第12条 協議会は、次の各号のほか、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づくとき。
 - (2) 本人の生命又は身体の安全を守るために必要があると認められ、本人の同意を得ることが難しいとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は住民の健康推進のために特に必要があると認められ、本人の同意を得ることが難しいとき。
 - (4) 地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を執行することに対し協力する必要があつて、利用目的を本人に通知することにより当該事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 協議会が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合において当該個人データの提供を受ける者は、前項の第三者には該当しないものとする。
(保有個人データの開示)
- 第13条 協議会は、本人から当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人データを保有していないときにそのことを知らせることを含む。）の申し出があつたときは、身分証明書等により本人であることを確認し開示することができるものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を開示しないことができるものとする。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体財産およびその他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 協議会の事業の適正な執行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 他の法令等に違反するとき。
- 2 個人情報のうち、医療介護情報については協議会では開示できないものとする。ただし、第16条で定める審査会で公表することが決定した個人情報についてはこの限りではない。
(個人情報の訂正、追加および削除等)
- 第14条 協議会は、個人情報の開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人情報の訂正、追加又は削除の申し出があつたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出者に対し、書面により通知するものとする。
- 2 協議会は、前条の通知を受けた者から、再度申し出があつたときは、前項と同様の処理を行うものとする。
 - 3 個人情報のうち、医療介護情報については協議会では訂正、追加および削除等ができないものとする。ただし、情報元である利用施設から依頼を受けた場合はこの限りではない。
(個人情報保護管理者)
- 第15条 協議会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、協議会における個人情報の適正管理に必要な措置を講じさせるものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。
 - 3 事務局長は、理事長の指示又は規程に基づき、適正管理対策の執行、事務局員に対する教育を行う責務を負うものとする。
 - 4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
(魚沼地域医療連携ネットワーク情報審査会)
- 第16条 理事長の諮問に応じ、個人情報の提供依頼内容その他情報提供に関する審議を行うために、魚沼地域医療連携ネットワーク協議会情報審査会（以下、「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。
(苦情の処理)
- 第17条 協議会は、利用施設および事務局員が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申し出があつたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
(事務局員および利用者の義務)
- 第18条 事務局員および利用者は、業務に従事していた期間はもとより退職後においても、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 この規程に違反する事実又は違反するおそれのあることを発見した事務局員又は利用者は、その内容を事務局長に報告するものとする。
- 3 事務局長は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明したときは、遅滞なく理事長に報告するとともに、適切な措置を講ずるものとする。

(罰則)

- 第19条 協議会は本規程に違反した利用者の利用を停止および所属施設に対し、脱会、権限の縮小を行うことがある。
- 2 故意又は、重大な過失により当協議会に損害を与えた場合は、法的措置を講じることがある。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表1

個人情報の種類	利用目的	提供方法
特定情報 (加入申込書記載情報)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療介護情報を本人のものであることを識別 ・事務手続き等に係る加入者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・米ねっとシステムによる情報閲覧
医療介護情報	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者の検体検査情報、画像情報、処方・調剤情報、日々のケア記録の履歴参照 ・利用施設同士の加入者紹介（逆紹介含む。）に利用 ・救急搬送に係る医療介護情報の参照 ・加入者を軸にした医療介護連携に利用 ・うおぬま地方の健康調査（コホート調査）に係る医療情報の参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷された紹介状など